

令和5年2月定例会

教育産業委員会資料

(観光文化スポーツ部)

秋田市立千秋美術館条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条（略） （協議会）</p> <p>第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、美術館に秋田市立千秋美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （協議会）</p> <p>第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第20条第1項</u>の規定に基づき、美術館に秋田市立千秋美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4（略） 以下（略）</p>

秋田市旅館業法施行条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条および第2条（略） （社会教育施設等）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項および第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法<u>第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(3)および(4)（略）</p> <p>2（略） 以下（略）</p>	<p>第1条および第2条（略） （社会教育施設等）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項および第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法<u>第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(3)および(4)（略）</p> <p>2（略） 以下（略）</p>

新県立体育館整備基本計画検討委員会について

新県立体育館については、県が新県立体育館整備基本計画検討委員会を設置し、検討を進めているが、建設地を秋田市内（八橋運動公園又は県立中央公園）としていることなどから、秋田市も同委員会の委員として参画している。

委員会の概要等は以下のとおり。

1 委員会設置目的

新県立体育館の基本計画の策定に当たり、公共施設の整備運営、スポーツ振興、観光振興、まちづくり等に関して識見を有する者から意見を聴くために設置する。

2 委員メンバー

- ①国際教養大学理事／副学長 ②国立スポーツ科学センター先任研究員
- ③県スポーツ協会専務理事 ④県障害者スポーツ協会スポーツ指導員
- ⑤筑波大学体育系准教授 ⑥秋田観光コンベンション協会専務理事
- ⑦北都銀行バドミントン部コーチ ⑧県高等学校体育連盟会長
- ⑨県中学校体育連盟会長 ⑩秋田商工会議所専務理事
- ⑪ノーザンハピネッツ（株）代表取締役社長 ⑫市観光文化スポーツ部長

3 開催計画等

- (1) 令和5年1月27日（金）に第1回検討委員会を開催し、今後は、8月までに7回程度の開催を予定
- (2) 6月を目途に基本方針、建設候補地や規模・機能について、一定の考えを整理し、委員会の議論を踏まえ、9月を目途に基本計画案をまとめる。

4 第1回新県立体育館整備基本計画検討委員会の状況

八橋運動公園を建設地の最有力候補として議論を進める方針を確認し、整備するに当たり、課題などの検討を引き続き行い、6月を目途に基本方針、建設候補地や規模・機能などを、まとめることとしている。